

市民いきいきトレーナー 活動指針

第1条（名称）

浜松市リハビリテーション病院（以下当院）で開催している「市民いきいきトレーナー養成講習会」を修了した者を、「市民いきいきトレーナー」と称します。

第2条（本活動指針の目的）

本活動指針は、市民いきいきトレーナーとして活動されるすべての方に、遵守していただく基本的な方針です。

第3条（活動について）

市民いきいきトレーナーは、地域のご高齢者を対象に「浜松いきいき体操」を普及・啓発し、浜松市民の介護予防につなげることが目的です。活動はボランティアとして行うこととし、場所について定めはありません。

当院は、基本的に市民いきいきトレーナーの自主的な活動を支援しています。ただし、関係団体からの依頼があった場合は、当院から活動のお願いをすることがありますが、活動を強制することはありません。

第4条（市民いきいきトレーナーの登録）

「市民いきいきトレーナー養成講習会 ベーシックコース」を3日間全て受講し、修了証を授与され本活動指針に同意した方を登録させていただきます。

第5条（登録の変更・取り消し）

市民いきいきトレーナーは、登録時に記載した事項に変更が生じた場合、または登録の取り消しを行う場合には速やかに当院の事業担当者まで報告して下さい。

第6条（登録の抹消）

市民いきいきトレーナーが以下に該当する行為を行った場合、登録・資格を抹消させていただきます。

- 1) 当院関係者、市民いきいきトレーナー養成事業に関係する個人、団体を誹謗中傷する行為及び損害を与えた場合
- 2) 公序良俗に反する行為を行った場合
- 3) 政治・宗教・営利活動等を目的としている場合、また活動を行った場合
- 4) 登録時記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合
- 5) その他、本活動指針のいずれかに違反した場合

第7条（留意事項）

市民いきいきトレーナーの活動は以下の事項を遵守することとします。

1) 金銭の授受について

市民いきいきトレーナーの活動はボランティアであり、営利目的で行わないようお願いいたします。

2) 活動報告

トレーナー同士の情報共有のため、また活動の履歴確認のために、当院から活動報告を依頼した場合には協力をお願いします。

3) 秘密保持・個人情報

市民いきいきトレーナーは登録期間中及び登録解除後であっても、当院の名称、各種資料、個人情報、その他知り得た情報を使用・公開する場合は、事前に当院の承諾を必要とします。ただし「浜松いきいき体操」の資料は除きます。

特に当院で知り得た患者情報、利用者の情報はいかなる場合も漏らしてはなりません。

4) 事故・トラブル等における責任

市民いきいきトレーナーの活動中個人に損害が生じた場合、または第三者に対して損害等を与えることがあった場合に、当院はその責任を負うことはできません。各種ボランティア保険や「浜松市ささえあいポイント事業」等をご活用下さい。

附則 この活動指針は、2016年 8月27日から施行します。

浜松市リハビリテーション病院

当院とのお約束

登録した市民いきいきトレーナーの個人情報は、当院において適切に管理され、目的外に使用することなく、不正に第三者に開示・提供されることはありません。